

（保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に看護師免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に看護師免許の申請を行った者であつて同号に掲げる規定の施行後に看護師免許を受けたものについては、第八条の規定による改正後の保健師助産師看護師法（次条及び附則第二十九条において「新保助看法」という。）第三十七条の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行後五年間は、適用しない。

第二十八条 新保助看法第三十七条の三第一項の規定による指定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、その申請を行うことができる。

第二十九条 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、新保助看法第三十七条の二第二項第二号に規定する手順書によらないで行われる同項第一号に規定する特定行為が看護師により適切に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他の関係者に対して同項第四号に規定する特定行為研修の制度の趣旨が当該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあつては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であつて附則第十一条に規定する者に相当する者であつた者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあつては、現在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。）の手續その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

（臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同号に掲げる規定の施行後に臨床検査技師の免許を受けたものは、第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第十一条に規定する検体採取を行うおとすときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、前項の指定をすることができる。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 第十五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）第一百十條の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十四条 新国保法第一百六条の二第二項第六号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下こ

の条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十七条 新高齢者医療確保法第六十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十八条 新高齢者医療確保法附則第十三条の五の六の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項（同法第二百四十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち第三号施行日の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（平成十八年改正前老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 第十九条の規定による改正後の平成十八年改正前老人保健法（以下この条において「新平成十八年改正前老人保健法」という。）第六十一条第一項の規定は、第十九条の規定による改正前の平成十八年改正前老人保健法第六十一条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新平成十八年改正前老人保健法第六十一条第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 第二号施行日の前日において第二十條の規定による改正前の外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第八条の規定による認定を受けていた者は、第二号施行日において第二十條の規定による改正後の外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第八条の規定により選任されたものとみなす。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事していない看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する看護師等は、同号に掲げる規定の施行後速やかに、第二十一条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律第十六条の三第一項の規定の例により届け出るよう努めなければならない。

（健康保険法の一部改正）

第四十二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第八十八条第一項中「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。
第九十八條第一項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改める。

（船員保険法等の一部改正）

第四十三条 次に掲げる法律の規定中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改める。
一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十二条第一項
二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十九条第一項
三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第六十一条第一項